

日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会

災害時相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会（以下「地区」という。）が、被災都市の速やかな給水能力の回復のため地区管内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(会員の責務)

第2条 地区管内において水道施設に被害が発生した場合、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。なお、日本水道協会北海道地方支部（以下「地方支部」という。）から応援要請があった場合においても、地区の長（以下「区長」という。）の要請に基づき応援協力をすることとする。

(応援要請の手順)

第3条 応援要請の手順は、次の各号による。

- (1) 各会員は、その属する区長都市へ応援を要請する。
- (2) 区長都市は、地区管内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部へ応援を要請する。

(応援要請内容)

第4条 応援の要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動の種類)

第5条 会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資材の供出
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第6条 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか、野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラなどを携行させるものとする。

2 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。

3 派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第7条 応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(会員以外への協力)

第9条 会員は、地方支部管内の会員以外の水道事業体が災害により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(委 任)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項については、区長が別に定める。

附 則

- 1 この協定は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定(平成10年12月1日締結)は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書17通を作成し、地区会員が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

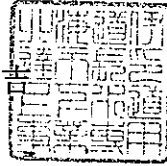
平成19年7月26日

日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会区長

室蘭市長 新宮 正



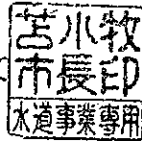
伊達市長 菊谷 秀



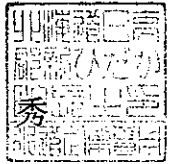
白老町長 飴谷 長



苫小牧市長 岩倉 博文



新ひだか町長 酒井 芳



登別市長 上野 博



壮瞥町長 山中 秀



厚真町長 藤原 正



洞爺湖町長 長崎 良



安平町長 瀧



新冠町長 小竹 國



浦河町長 谷川 弘一郎



日高町長 三輪



えりも町長 岩本 溥



平取町長 中道 善光



様似町長 坂下 一



むかわ町長 山口 憲

